

i 国民健康保険税 収納対策緊急プラン



宮古島市では、国民健康保険税の収納率向上による国民健康保険財政の安定化を図るため、令和4年度国民健康保険税収納対策緊急プランを策定し、実施します。

主な項目

- ①資格・賦課の適正化
- ②収納体制の充実強化
- ③徴収方法の改善
- ④滞納処分の実施
- ⑤その他（広報活動等）



詳しくは、市ホームページでご確認ください。

問 国民健康保険課 ☎ 73-1973

i 令和4年度分 国民年金保険料 ”臨時特例措置” 延長！！

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置（コロナ特例）として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の免除申請が可能です。

申請対象期間

令和4年7月分から令和5年6月分まで

対象となる方（①②いずれにも該当する方）

①令和2年2月以降新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した

②所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる

*令和3年1月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、経費等を控除して算出します。

*世帯主や配偶者の所得も審査の対象となります。また世帯主や配偶者が①②に該当するときも、この簡易な手続きにより免除申請が可能です。

申請書配布

平良年金事務所、市役所市民課年金窓口、日本年金機構HPよりダウンロード

申請方法

申請書に記入の上、郵送または手渡し

提出場所

・平良年金事務所 ・市役所市民課年金係

問 平良年金事務所国民年金課 ☎ 72-3650 ②-②
市民課年金係 ☎ 72-3751

免 国民健康保険税の減免申請

コロナの影響により、主たる生計維持者（世帯主）が下記に該当する場合、国民健康保険税が減免できます。※減免には、申請後承認が必要。

対象者 ①または②に該当する世帯の方。

① **コロナの影響で世帯主が死亡又は、重篤な傷病を負った世帯の方**

→令和4年度分の国民健康保険税が全額免除

② **コロナの影響で世帯主の収入減少が見込まれる世帯の方**

→令和4年度分の国民健康保険税が一部免除

※世帯主が下記すべてに該当する場合

1. 令和4年中の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが令和3年中と比べて10分の7以下に減少見込み
2. 令和3年中の所得の合計が1,000万円以下
3. 収入減少が見込まれる所得を除いて、令和3年中の所得の合計額が400万円以下

対象外 令和3年の所得が0円以下の方

65歳未満の非自発的失業者で非自発的に失業した軽減措置に該当する場合。

申請方法 下記を国民健康保険課に持参し申請。

必要書類

- ・国民健康保険税減免申請書・同意書
- ・世帯主の令和3年の確定申告書の写しまたは源泉徴収票（持続化給付金等の各種給付金を受給した方は、その給付金額がわかる資料も必要です）
- ・世帯主の令和4年1月から申請日現在までの収入がわかるもの（売上帳簿や給与明細書など）
- ・事業等収入明細書（自営業等の方）
- ・給与等明細書（給与収入等の方）
- ・医師による死亡診断書や傷病診断書（世帯主が新型コロナウイルス感染症により死亡又は、重篤な傷病を負った場合）
- ・雇用保険受給資格者証（ハローワークで交付されている方）

※申請に必要な書類等は、国民健康保険課窓口で配布します。

申請期限 令和5年3月17日（金）

問 国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 73-1973

i 税務課資産税調査係からの お知らせ

相続人代表者指定届について

所有者の方が亡くなられて相続登記が完了するまでの間、税に関する書類を代表して受領する方を相続人の中から指定して頂くことができます（地方税法第9条の2）。

相続人のうちのひとりに、「相続人代表者指定届（兼固定資産現所有者申告書）」を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。相続人の把握のために、相続人のうちのひとりに、「（相続人代表者指定届兼）固定資産現所有者申告書」（同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3）を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます（地方税法第343条第5項）。当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

問 税務課 資産税調査係 ☎ 72-3751
（内線 2448、2451）

公園内でのゴルフ練習は 全面的に禁止です！

公園は公共の場所です。公園でのゴルフ練習は、他の公園利用者に危害を及ぼすおそれがあります。素振りについても他の公園利用者が安全安心に利用できない恐れがあります。皆様のご理解とご協力よろしくお願い致します。



問 都市計画課 ☎ 73-4585



MIYAKOJIMA CITY INFORMATION

納税のお知らせ

納期限：**8月31日（水）**

・市県民税普通徴収2期

▶納税課 収納管理係 ☎ 72-3751（代）

・介護保険料普通徴収2期

▶高齢者支援課 介護保険料係 ☎ 73-1964

・国民健康保険税2期

▶国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 73-1973

・後期高齢者医療保険料2期

▶国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 72-3751（代）（内 2646、2647）



相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

・8月25日（木）17時15分～19時

・場所：市役所1階 国民健康保険課

・お問合せ：国民健康保険課 ☎ 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

・毎週 月～金（祝祭日除く）

・受付時間 8時30分～17時

・場所：社会福祉協議会 ☎ 72-3193



無料人権相談

・8月16日（火）13時半～16時

場所：市役所1階 地域振興課

・8月23日（火）14時～16時

場所：城辺公民館

・お問合せ：地域振興課 ☎ 73-4905

女性相談室

・毎週 月～金 9時～17時

・場所：市役所1階 児童家庭課 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

・平日：10時～12時 / 13時～16時

・場所：市役所1階 地域振興課 ☎ 73-2695

・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

・日時：8月10日（水）、24日（水）

18時～20時 ※要予約

・場所：市役所1階 地域振興課

・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905